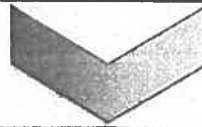


民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合は、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 10 月 22 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 鈴木 知 保

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 11 月 6 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 11 月 13 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 11 月 19 日 午前 9 時 30 分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 11 月 28 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所民事第 21 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 11 月 20 日 午前 9 時 20 分から 令和 7 年 11 月 25 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 10 月 22 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和 7 年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1	38,730,000 30,984,000		7,746,000	不明	不明
備考					



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 新宿区高田馬場四丁目901番地3

建物の名称 オーベル高田馬場

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 高田馬場四丁目901番3の302

建物の名称 302

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 3階部分 50.02平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 新宿区高田馬場四丁目901番3

地 目 宅地

地 積 1326.89平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 200467分の5284

共有者 株式会社ニブリック 持分2分の1

共有者 A 持分2分の1



物 件 明 細 書

令和 7 年 9 月 18 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 鈴木 知 保

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

本件共有者 A が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 新宿区高田馬場四丁目901番地3

建物の名称 オーベル高田馬場

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 高田馬場四丁目901番3の302

建物の名称 302

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 3階部分 50.02平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 新宿区高田馬場四丁目901番3

地 目 宅地

地 積 1326.89平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 200467分の5284

共有者 株式会社ニブリック 持分2分の1

共有者 A 持分2分の1



令和7年（ケ）第 320号
令和7年 8月12日 受理
令和7年 9月10日 提出
（評価人 菱村 千枝 ）

現況調査報告書

東京地方裁判所
執行官 岡 克 吉

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 新宿区高田馬場四丁目901番地3

建物の名称 オーベル高田馬場

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 高田馬場四丁目901番3の302

建物の名称 302

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 3階部分 50.02平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 新宿区高田馬場四丁目901番3

地 目 宅地

地 積 1326.89平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 200467分の5284

共有者 株式会社ニブリック 持分2分の1

共有者 A 持分2分の1

(区分所有建物用1)

不 動 産 の 表 示		「物件目録」のとおり	
住 居 表 示		新宿区高田馬場4丁目2番26-302号 オーベル高田馬場	
建 物		物件1	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種 類： ☐ 構 造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種 類： 構 造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者 A ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
管理費等の状況	☒ 月額は次のとおり 管理費 21,100 円 修繕積立金 15,320 円 令和7年9月2日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある 令和6年12月分～令和7年9月分 計 364,200 円 ☒ 遅延損害金 24,026 円（年利 18%）		
管理費等照会先	大和ライフネクスト株式会社		
その他の事項			
敷 地 権		符号1	
現 況 地 目	☒ 宅地（符号1） ☐ 公衆用道路（符号 ） ☐ （符号 ）		
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
敷 地 権 の 種 類	☒ 所有権（符号1） ☐ 地上権（符号 ） ☐ 賃借権（符号 ） ☐ （符号 ）		
その他の事項			
執行官保管の仮 処 分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
敷地権以外の土地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (共有者)	1 本件建物は、私が居宅として使用しています。 (令和7年9月2日面接聴取)

執行官の意見

- 1 本件対象物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 物件1建物の室内は、段ボール箱、生活ゴミ等が積み重ねられており、床面が見えない状態である。
キッチン、プラスチックゴミ等が山積みでシンクが確認できない状態であり、浴室も衣類や動産類が多数存在し立ち入ることが困難な状態である。
- 3 物件1建物の占有状況は、集合郵便受けの表示、共有者 A あて郵便物の存在、共有者 A あて水道量使用通知書の存在及び関係人の陳述並びに現場の状況から、2枚目記載のとおり報告する。

以 上

(調査経過用)

調 査 の 経 過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年8月21日 13:00-13:20	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☐ 図面作成 ☒ 居住者に対し、通知書・照会書差置き
令和7年9月1日 : : :	当庁 (ファックス)	☒ 管理費に関する調査
令和7年9月2日 13:20-14:20	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☒ 図面作成 ☒ 評価人を同行 ☒ 共有者 A に 面接聴取
令和 年 月 日 : - : :		
令和 年 月 日 : - : :		
令和 年 月 日 : - : :		
令和 年 月 日 : - : :		
令和 年 月 日 : - : :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和7年9月2日
目的物件は施錠されていたので、立会人 B を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入ったところ、共有者 A が在室していた。

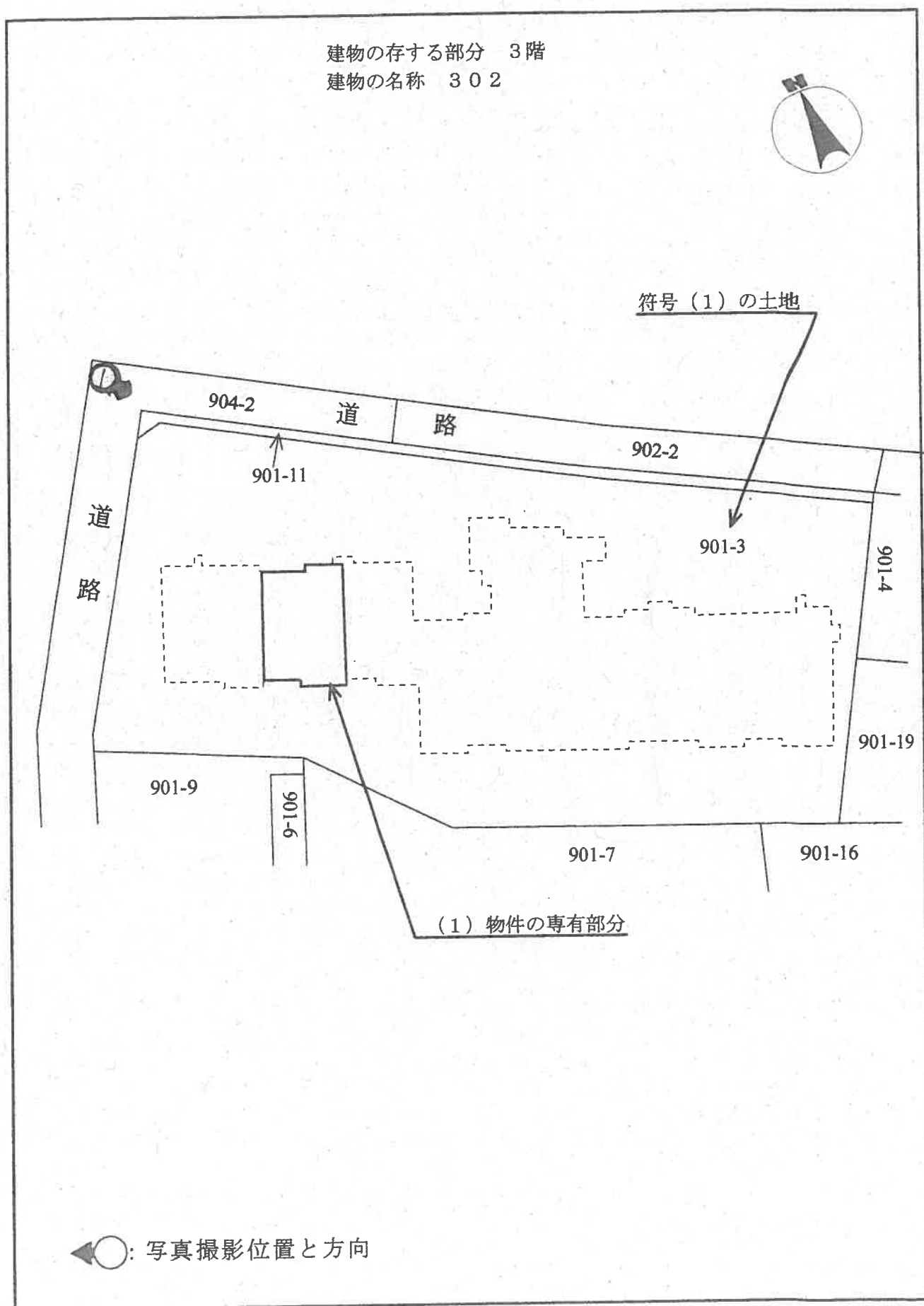
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(写真 3点添付)

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

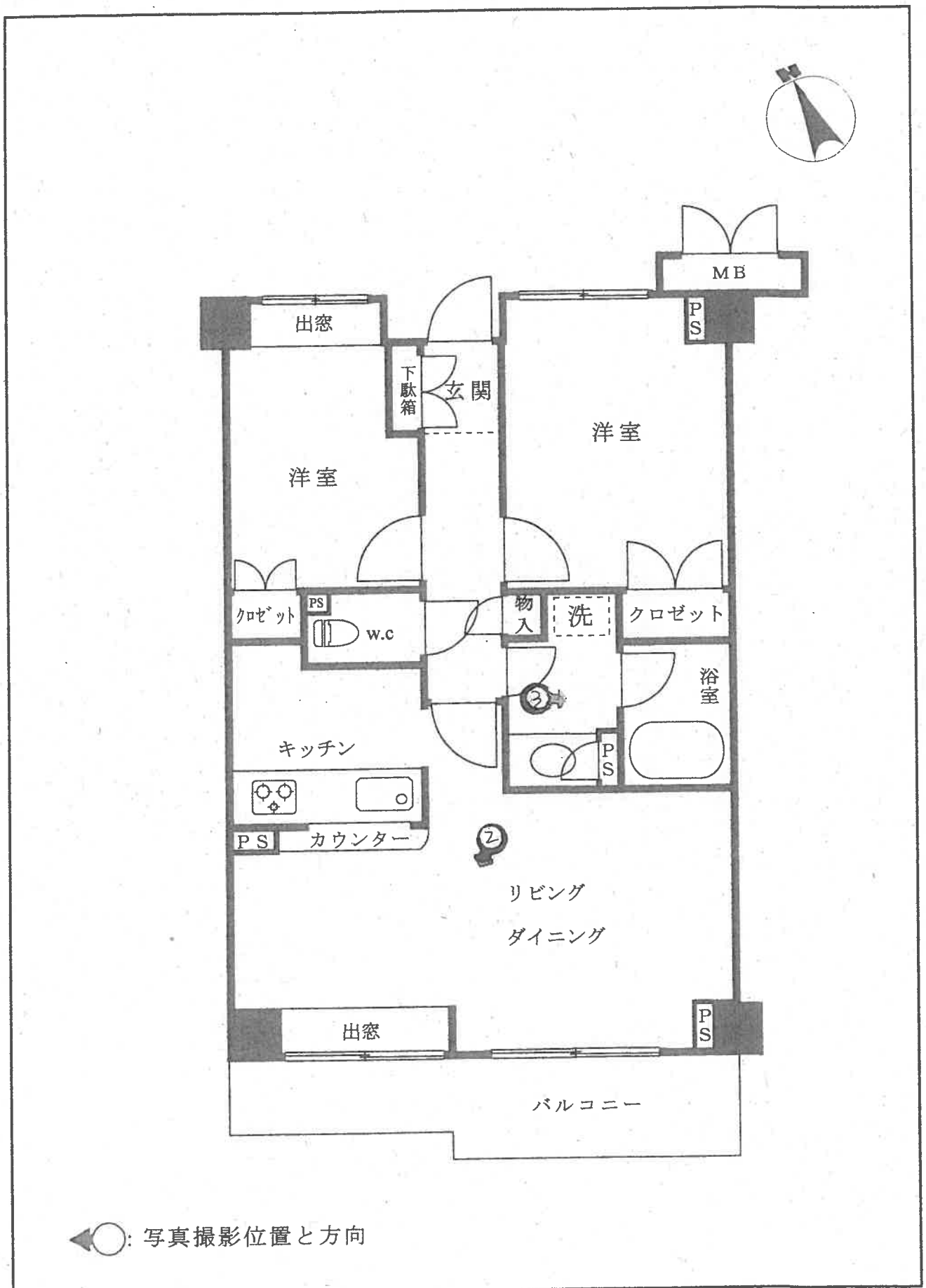
土地建物位置関係図

令和7年(ケ)第320号



建物間取図

令和7年(ケ)第320号



1



2



3





令和 7 年（ケ）第 320 号

令和 7 年 9 月 2 日 現地調査

令和 7 年 9 月 4 日 評 価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 菱 村 千 枝

第 1 評価額

物件番号	評 価 額
物件 1	金 38,730,000 円

第 2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるため法定手続きを取らなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）などの特殊性を反映した価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変化は、原則として考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な範囲に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第 3 目的物件

番号	登記上の所在等	現況
物件 1	次の物件目録記載のとおり。	住居表示：新宿区高田馬場 4 丁目 2 番 26 号 マンション名：オーベル高田馬場 部屋番号：302 号
番号	特記事項	
	ない	

※現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 新宿区高田馬場四丁目901番地3

建物の名称 オーベル高田馬場

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 高田馬場四丁目901番3の302

建物の名称 302

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 3階部分 50.02平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 新宿区高田馬場四丁目901番3

地 目 宅地

地 積 1326.89平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 200467分の5284

共有者 株式会社ニブリック 持分2分の1

共有者 A 持分2分の1

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等

位置・交通	JR 山手線「高田馬場」駅（戸山口）から南西方へ約 100m・徒歩約 1 分に所在、新宿区高田馬場 4 丁目 2 番街区に位置する。附属資料「位置図」を参照。			
付近の状況	中層共同住宅等が建ち並ぶ住宅地域。			
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 指定建蔽率 指定容積率 防火規制 その他	市街化区域 第 1 種中高層住居専用地域 60% 300% 準防火地域 20m 第 2 種高度地区、日影規制		
画地条件	地積（登記） 形状 間口・奥行 地勢	1,326.89 m ² 略長方形地 北東側間口約 55m、奥行約 25m 台地上の起伏地		
接面道路の状況等	目的土地は、次の道路に概ね等高に接面する準角地である。			
	方位	幅員・公私道	建築基準法	備考
	北東側	約 3.2～4m 区道	42 条 2 項	
	北西側	約 4m 区道	42 条 1 項 4 号	
土地の利用状況等	物件 1 を含む一棟の建物の敷地に供用されている。建物の配置は、附属資料「建物図面」を参照。			
供給処理施設	上水道 都市ガス 下水道	あり あり あり	※供給処理施設における「あり」とは、前面道路に該当施設の本管が通っていることをいう。「なし」とは同様に施設管が通っていないことをいう。「不明」とは前面道路に施設管が通っているか否かが確認できない場合をいう。	
目的物件の敷地利用権	権利の種類 持分割合	敷地権登記された所有権 200467 分の 5284		
特記事項	対象地の北東側はセットバックを了している（地積に含まない）。			

2. 建物の概況及び利用状況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	オーベル高田馬場	
建物の用途	共同住宅（住宅戸数 36 戸）	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日	平成 7 年 7 月 3 日新築（登記）
	経過年数	約 30 年
	経済的残存耐用年数	約 20 年
構造等	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建
	延床面積	2,100.54 m ² （登記）
仕様	外壁	タイル貼りほか
	その他	
設備等	集合郵便受、オートロック、宅配ロッカー、エレベーター、管理人室、自転車置場、駐車場、ごみ置場ほか	
建物の品等	普通	
管理の形態等	管理組合	あり
	管理会社	大和ライフネクスト株式会社
	管理形態	委託管理
管理の状況	普通	
特記事項	□建築確認等（建築計画概要書等による）	
	建築確認	確認済証 第 892 号（平成 6 年 5 月 30 日） 検査済証 第 892 号（平成 7 年 7 月 7 日）
	売主	有楽土地株式会社
	設計・施工	西松建設株式会社
	敷地面積	1,326.89 m ²
	延べ面積	RC5F 共同住宅 延べ面積 2,120.89 m ²

(2) 専有部分の概要

構造・種類	鉄筋コンクリート造 1 階建・居宅	
位置	3 階（302 号室）・中間住戸 主要開口部の方位：南西向き	
床面積	専有面積	50.02 m ² （登記）
	現況床面積	56.89 m ² （固定資産課税台帳）
間取り	2LDK	
バルコニー等	南西側にバルコニーがある。	
仕様	天井	ビニルクロスほか
	内壁	ビニルクロスほか
	床	不明
	設備	給湯器、キッチン、ユニットバス、トイレほか
	その他	格別なものはない
保守管理の状態	劣る	
管理費等	管理費	月額 21,100 円（令和 7 年 9 月 2 日現在、以下同じ）
	修繕積立金	月額 15,320 円
	その他	ない
	滞納額	364,200 円
	遅延損害金	24,026 円（年率 18%）
利用状況等	共有者 A が居宅として使用している。 室内は腰高程度まで大量の生活物品や衣類が敷き詰められており、床面の状態を確認することができない。浴室・洗面室への通路は物品でふさがれており、給湯設備等の稼働状態が確認できない。	
特記事項		

第5 評価額算出の過程

目的物件は区分所有建物及びその敷地であり、買受人が投資用不動産として保有することも社会的・経済的観点から合理的と判断される。そこで、積算価格と収益価格を試算して、これらを調整して得た価格に基づき、競売市場を前提とした評価額を下記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

1. 基礎となる価格

①建物価格

類似建物の建築費等と比較して目的建物の再調達原価を求め、これに耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を次のとおり求めた。

再調達原価 ア	現況床面積 イ	現価率 ウ	建物価格 エ
420,000 円/㎡	×56.89 ㎡	×0.32	=7,650,000 円

ア. 再調達原価：一棟の建物の平均単価

イ. 現況床面積：固定資産課税台帳による共用部分の按分面積を含む床面積。

ウ. 現価率：

・経過年数約 30 年、経済的残存耐用年数約 20 年、観察減価率 20%（管理の状況等を考慮）

・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を次のとおり査定した。

現価率：経済的残存耐用年数 ÷（経過年数 + 経済的残存耐用年数）×（1－観察減価率）

現価率：20 年 ÷（30 年 + 20 年）×（1－0.20）＝0.32（小数第 3 位を四捨五入）

エ. 建物価格：1 万円未満を四捨五入した。

②敷地権価格

目的土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

更地価格単価		地積 ウ	建付増減価 エ	敷地権の割合 オ	敷地権価格 カ
標準画地価格 ア	個別格差 イ				
857,000 円/㎡	×1.07	×1,326.89 ㎡	×1.00	×5284/200467	=32,070,000 円

- ア. 標準画地価格：次の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して、地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、間口・奥行・規模等が標準的な画地を想定した。

地価公示 新宿-23

$$\begin{array}{ccccc}
 \text{(公示価格等)} & \text{(時点修正)} & \text{(標準化補正)} & \text{(地域格差)} & \text{(規準価格)} \\
 865,000 \text{ 円/}\text{m}^2 & \times 107/100 & \times 100/100 & \times 100/108 & = 857,000 \text{ 円/}\text{m}^2 \\
 & & & & \text{(上 3 桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

- ・時点修正：令和 7 年 1 月 1 日から評価日までの推定変動率。
 - ・標準化補正：公示地等の個別的要因を考慮して、補正率を査定した。
 - ・地域格差：公示地等の所在地域の特性（交通接近性が劣るが、街路条件、容積率が優る）を考慮して、地域格差を査定した。
- イ. 個別格差：目的土地の個別的要因（間口の広い角地）を考慮して、個別格差を査定した。
- ロ. 地積：登記数量
- ハ. 建付増減価：土地と建物の適合の状態を考慮した。
- ニ. 敷地権の割合：登記記録による。
- ホ. 敷地権価格：1 万円未満を四捨五入した。

2. 積算価格

目的物件の積算価格を次のとおり試算した。

建物価格 ア	敷地権価格 イ	価格補正 ウ	個別格差 エ	占有減価修正 オ	積算価格 カ
(7,650,000 円	+32,070,000 円)	$\times 1.35$	$\times 1.00$	$\times 1.00$	=53,620,000 円

- ア. 建物価格：前記 1①
- イ. 敷地権価格：前記 1②
- ロ. 価格補正：周辺の類似したマンションの取引価格水準などを考慮して、補正率を査定した。
- ハ. 個別格差：
- ・階層別修正・1.00（5 階建の 3 階）
 - ・位置別修正・1.00（中間住戸）
 - ・その他修正・1.00
 - ・相乗積・ $1.00 \times 1.00 \times 1.00 = 1.00$ （小数第 3 位を四捨五入）
- ニ. 占有減価修正：必要なし。
- ホ. 積算価格：1 万円未満を四捨五入した。

Ⅱ 収益価格の試算

目的物件の収益力を把握するため、新規に賃貸することを想定して、収益還元法を適用する。

目的物件の賃貸により保有期間中に得られる純収益の現価の総和に、保有期間末の復帰価格の現価を加え、DCF 法（Discounted Cash Flow 法）による収益価格を次のとおり試算した。

なお、収集可能な資料には限界があり、また競売による売却後の現実の賃貸借は特定の当事者間の契約行為によるので、必ずしも想定した純収益等が実現するものではない。

3年間の 純収益の 現価の総和 ア	復帰価格の現価					収益価格 ア+カ キ
	4年目の 純収益 イ	最終 還元利回り ウ	3年目末の 復帰価格 $イ÷ウ×(1-0.03)$ エ※1	複利現価率 オ※2	復帰価格の 現価 $エ×オ$ カ	
円 1,450,353 (4.7%)	円 1,783,840	5.1%	円 33,927,937	0.8663	円 29,391,772 (95.3%)	円 30,840,000 (100%)

※1 売却に要する仲介手数料を売却価格（イ÷ウ）の3%と査定した。

※2 複利現価率の計算式

$$1÷(1+4.9\%)^3=0.8663 \text{ (小数第5位を四捨五入)}$$

- ア. 3年間の純収益の現価の総和：保有期間中（1～3年目）に得られる純収益を複利現価率で割り引いた現在価値の総和。
- イ. 4年目の純収益：保有期間末の翌年の純収益。
- ウ. 最終還元利回り：標準的な還元利回りに目的物件の個別リスク等を考慮して査定した。
- エ. 3年目末の復帰価格：4年目の純収益を最終還元利回りで除して求めた売却価格から、目的物件の売却に要する仲介手数料を控除した価格。
- オ. 複利現価率：標準的な還元利回り等を考慮して査定した割引率を用いて算定した。
- カ. 復帰価格の現価：3年目末の復帰価格の現在価値。
- キ. 収益価格：3年間の純収益の現価の総和と復帰価格の現価の合計。1万円未満を四捨五入した。

Ⅲ 評価額の判定

1. 試算価格の調整

積算価格は、不動産価格の費用面に着目して試算した価格である。本件では、土地・建物の価格等を適切に査定した上、類似物件の取引価格等を考慮して、不動産価格の取引面も的確に反映したので、精度・規範性の高い価格を求めることができた。

収益価格は、不動産価格の収益面に着目して試算した価格である。本件では、純収益や還元利回り等を適切に査定したので、精度の高い試算価格を求めることができた。

以上の検討を踏まえ、目的物件の典型的な買手は自ら居住する目的の家族世帯等であることを考慮して、積算価格を重視し、調整後の価格を次のとおり求めた。

① 積算価格	53,620,000円
② 収益価格	30,840,000円
③ 調整後の価格	52,000,000円

2. 評価額

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価、その他の控除を考慮して、評価額を次のとおり決定した。

調整後の価格	市場性修正	競売市場修正	滞納管理費等 相当額の減価	その他の控除	評価額
ア	イ	ウ	エ	オ	カ
52,000,000円	×0.95	×0.80	×0.98	—	=38,730,000円

- ア. 調整後の価格：前記 1③
- イ. 市場性修正：室内に大量の物品が堆積した状態にあることを考慮。
- ウ. 競売市場修正：「第 2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行う。
- エ. 滞納管理費等相当額の減価：滞納管理費等及び代金納付に至る間の管理費等の予想滞納相当額を考慮して修正を行う。
- オ. その他の控除：買受人の引受けとなる敷金等の預り金を控除する。本件の場合必要なし。
- カ. 評価額：1 万円未満を四捨五入した。

第6 参考価格資料

地価公示等 新宿－23
所在： 新宿区高田馬場 4 丁目 696 番 12 外（高田馬場 4－32－10）
価格： 865,000 円／㎡
価格時点： 令和 7 年 1 月 1 日
位置： 「高田馬場」駅から道路距離 760m
地積： 192 ㎡
供給処理施設： 水道、ガス、下水
接面街路： 南西 5.8m 区道
用途指定等： 第 1 種中高層住居専用地域（指定建蔽率 60%、指定容積率 300%）、
 準防火地域
地域の概要： 一般住宅、共同住宅、事務所等が建つ地域

第7 附属資料

位置図

公図写し

建物図面・各階平面図写し（A3 判を A4 判に縮小）

以 上

令和 7 年 9 月 4 日

評価人 不動産鑑定士
菱 村 千 枝

公図写し
縮尺1:600

ハニ 1036-4 1036-6
ホヘ 1036-7 899-5
トチ 896-15 896-16
リス 1036-9 1037-9
ル 1038-8 つづく



登記年月日：平成7年8月21日

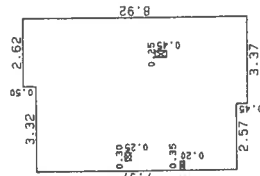
082669

各階平面図

家屋番号
901-3-302

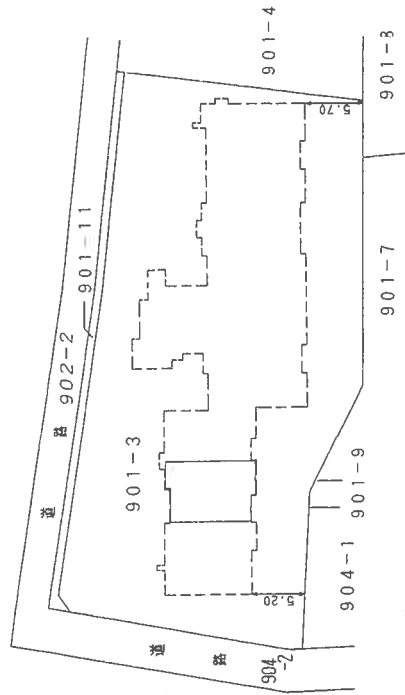
建物の所在
新宿区高田馬場四丁目901番地3

2020
建物図面
各階平面図



2.63 x 0.50 =	1.3150
5.95 x 7.97 =	47.4215
3.38 x 0.45 =	1.5210
0.30 x 0.25 =	-0.0750
0.35 x 0.20 =	-0.0700
0.20 x 0.45 =	-0.0900
計	50.0225

床面積 50.02 m²



建物の存する部分 3階

作製者

縮尺
1/200

申請人

縮尺
1/500

(東京土地家屋調査士会 用紙)